

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯）
及びこども加算支給申請書（請求書）

小平市長 殿

申請日
令和 6 年 月 日

右面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者（世帯主）

（フリガナ） 氏名	生年月日	現住所
	大正・昭和・平成・令和	〒 東京都小平市
	年 月 日	電話 ()

2. 申請・請求者が属する世帯の状況

○令和5年1月2日時点の世帯の全ての構成員について記入してください。
○令和5年1月2日以降に生まれた新生児がいる場合は、当該児童についても記入してください。
○令和5年1月2日以降に小平市へ転入された方がいる場合は、令和5年1月1日時点でお住いの市区町村が発行する令和5年度課税証明書又は非課税証明書を添付してください（該当する方が複数の場合は、該当する方全員の分）。

（フリガナ） 氏名	申請者の続柄	生年月日	令和5年1月1日 の住所	令和5年度 住民税均等割 課税状況	こども 加算 対象
1 (申請者) ※申請者様の氏名記載は不要です	本人		□現住所 と同一 □異なる	□均等割 のみ課税 □非課税	□
2		大正・昭和・平成・令和 年 月 日	□現住所 と同一 □異なる	□均等割 のみ課税 □非課税	□
3		大正・昭和・平成・令和 年 月 日	□現住所 と同一 □異なる	□均等割 のみ課税 □非課税	□
4		大正・昭和・平成・令和 年 月 日	□現住所 と同一 □異なる	□均等割 のみ課税 □非課税	□
5		大正・昭和・平成・令和 年 月 日	□現住所 と同一 □異なる	□均等割 のみ課税 □非課税	□
6		大正・昭和・平成・令和 年 月 日	□現住所 と同一 □異なる	□均等割 のみ課税 □非課税	□

3. 申請額・請求額

① 住民税均等割のみ課税世帯給付 = 100,000 円
 ② (2. 欄で印のある児童の人数) 人 × 50,000円 = 円
 (申請額・請求額) ① + ② = 円

※既に非課税世帯または均等割のみ課税世帯に対するこども加算を受給済みの児童については支給されませんのでご注意ください。

4. 振込口座（原則、1. の申請・請求者名義の口座）※長期間出入金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類 種別記号	口座番号 (右記法でお書きください。)	口座名義(カナ) 口座名義
1.銀行 5.農協	本店	1普通		
2.金庫 6.農協	支店	2当座		
3.信託 7.信託連	支所			
4.信連	出張所			

※ 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りができない方は、小平市重点支援給付金コールセンター（0120-907-434）にお問い合わせください。

右面も必ずご確認ください

5. 代理人が申請（受給）を行う場合

世帯主の委任を受けて、代理人が申請（受給）を行う場合は、下記を必ず記入してください（委任状の代わりとなります）。

フリガナ 代理人氏名	世帯主との 関係	代理人生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日	代理人住所 日中に連続可能な連絡先 番名(または記名押印) ()
申請・請求 受給 申請・請求及び受給	を委任します。 一法定代理人の場合は、 委任方法の選択は不要です。		世帯主 氏名 (印)

※世帯主氏名は給付対象者の氏名になります。

【誓約・同意事項】全ての項目を確認してください。

- 世帯の中に、住民税課税となる収入（所得）があるのに未申告である者はいません。
- 小平市が給付金の支給要件を審査するため、給付金の受給の有無、必要な公簿（住民基本台帳情報、税情報等）の確認を行い、必要な資料の提供を他の行政機関に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、小平市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 小平市が支給決定をした後、申請書（請求書）の不備による振込不能等の事由により支払いが完了せず、かつ、令和6年8月31日までに、小平市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
(注) 消印が期限を超過している場合や、返送した書類に不備があり、小平市が定める期限までに必要な修正が行われない場合は、給付金の支給を辞退したとみなします。
- 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。
- こども加算対象児童について他自治体でこども加算給付金を受けておりません。
- 【こども加算対象児童がいる場合のみ】こども加算給付金（以下「給付金」という。）について支給要件※に該当します。

※給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たし、平成17年4月2日以降に生まれた児童を扶養していることが必要です。
 ア世帯の全員が、令和5年度住民税非課税もしくは所得割が課税されていない。
 イ世帯の全員が、令和5年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
 ウ世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
 エ別世帯の児童を扶養している場合、別世帯において当該児童に係る、こども加算の支給対象となる世帯主はいない。

提出書類

提出書類を確認後、□に「✓」を記入してください。

- 『電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯)及びこども加算支給申請書(請求書)』
(本書)
※ 必要事項をご記入ください。
- 『申請・請求者（代理人が申請（受給）される場合は代理人）の本人確認書類の写し（コピー）』
※ マイナンバーカード（表面）、運転免許証、健康保険証、住民基本台帳カード、年金手帳、パスポート、在留カード（写真付）、
特別永住者証明書（写真付）等の写し（コピー）を添付してください。
※ 別世帯の方が申請（受給）する場合は、必要な書類がありますので、小平市重点支援給付金コールセンターまでお問い合わせください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』
※ 通帳（見開きページ）やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し
(コピー)を添付してください。
- 『令和5年1月1日時点でお住いの市区町村が発行する課税証明書又は非課税証明書の写し（コピー）』
(令和5年1月2日以降に小平市に転入された世帯主全員分)
※ 令和5年1月2日以降に生まれた新生児分については添付不要です。
- (違う世帯の代理人が申請・受給する場合のみ) 『代理権が確認できる書類の写し（コピー）』
※ 代理人になれるのは、「同一世帯の世帯員」「法定代理人」「親族等、平素から身の回りの世話をしている人等」
やむを得ない事情がある場合に限られます。

【令和5年12月1日時点で別居している児童のこども加算を申請する場合、①と②が必要です】

- ① 『別居している児童の世帯の住民票の写し(コピー)』
※発行から3か月以内のもの
- ② 『別居している児童と申請・請求者の関係が分かる戸籍簿本の写し(コピー)』
※発行から3か月以内のもの

※記入漏れ、添付書類の不備がないか確認してください（不備がある場合、支給できません）。

上記の全ての【誓約・同意事項】について誓約及び同意します。本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 署名(または記名押印) 申請者氏名 :

問合せ先：小平市重点支援給付金コールセンター
☎ 0120-907-434 平日9:00~17:15